

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業場」という。）に雇用され、荷役作業等に従事し、平成〇年〇月からは業務1課長として就労していた。

請求人によると、長年にわたる過重労働、ストレス及びプレッシャーにより精神的な疲れが発生したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「気力の減退、活動性の低下、関心・喜びの低下」が見受けられることから「抑うつ状態」と診断された。その後、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだもの

である。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年〇月上旬頃から、ICD-10診断ガイドラインの「F3 気分障害」(以下「本件疾病」という。)を発病した旨意見している。当審査会としても、請求人の症状経過及び医学的見解等に照らし、E医師の上記意見は妥当なものであると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について(平成23年12月26日付け基発1226第1号)」(以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)における業務による心理的負荷についてみると以下のとおりである。

ア「特別な出来事」について

評価期間中、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 請求人は、課長在任中に長時間労働に従事したとして、その時間外労働時間は月間100時間を超えるものであったという。同主張については、認定基準別表1の具体的出来事「1か月に80時間以上の労働時間を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に照らして検討することが相当であると思料される。

まず、請求人は、時間外労働時間があったとの主張を裏付ける資料として、元同僚であるF、G及びHの各文書（以下「本件文書」という。）を提出する。しかしながら、本件文書は、「平成〇年〇月頃にはI課長は遅番（19：00出勤）のミーティングを行い、その後は8：00出勤者及び転送組の作業チェック、庫内巡回をして、事務所内にて事務業務をしていたようでした。そして、21：30頃より庫内巡回、帰りのあいさつをして帰っていました。平成〇年〇月〇日」と請求人自ら記載したものに、Fらが署名押印したものであり、F自身は、請求人がどの程度の時間外労働をしていたか不明である旨述べており、また、Gも「先日、Iさんに頼まれた文書は、住所と名前を書いて判を押しただけです。」と述べている。当審査会において、その他一件記録を精査するも、本件文書の記載内容を裏付ける客観的な資料は見当たらず、本件文書をもって、請求人が長時間労働に従事していたとは認め難く、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、ある程度の時間外労働に従事していたことを認めるも、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(イ) 請求人は、そのほか、平成〇年〇月上旬にJ部長から恫喝を受けたこと、平成〇年頃に部下が事故死したこと及び平成〇年〇月頃に部下が自殺したことも心理的に負荷となった旨を主張する。しかしながら、J部長から恫喝を受けたことについては、請求人が調査を拒んでいることから、その事実を確認することができず、また、平成〇年頃の部下の事故死については、評価期間よりも前の出来事であり、さらに、平成〇年〇月頃の部下の自殺については、自殺の真偽自体を確認することができないことから、当審査会としても、請求人のいずれの主張も認定基準別表1の具体的出来事として評価することができないものと判断する。

(ウ) したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であっ

て、「強」には至らないものと判断する。

(エ) なお、請求人は、本件公開審理において、事業場関係者の発言に片寄らない公正な審理を希望する旨主張しているが、当審査会においては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌してその採否を決定しており、本件についても、上記事業場関係者の申述については、その信憑性や矛盾の有無について精査したものであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。